株主各位

東京都北区赤羽一丁目63番6号

天馬株式会社

代表取締役社長 廣野 裕彦

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および関係者の皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、医療従事者をはじめ感染防止にご尽力されている皆様に、深く感謝申しあげます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大等を受け、本定時株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、本定時株主総会へのご出席に際し、 開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をお確かめの上、ご無理 をなさらず、当日のご出席を見合わせることもご検討ください。

なお、当日のご出席を見合わせていただく場合は、議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年6月22日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月23日 (木曜日) 午後2時

(受付開始:午後1時予定)

北とぴあ 3階(入口2階) つつじホール (前回とは会場が異なっておりますので、ご留意ください。 会場については、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参

照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第74期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等 委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第74期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) に対する株式報 酬制度の一部変更および継続の件

<株主提案>

第6号議案 定款一部変更(資本コストの開示)の件

第7号議案 自己株式の取得の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき 事項 が生 じた 場合 は、インターネット上の当社 ウェブサイト (https://www.tenmacorp.co.jp) に掲載させていただきます。
- ◎ 新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、株主総会の日時・場所等の運営に変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.tenmacorp.co.jp/)にてお知らせいたしますので、当日のご出席をご検討の際は、お出かけ前に必ずご確認ください。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使し てくださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月23日(木曜日) 午後2時

(受付開始:午後1時予定)



書面(郵送)で 議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙 に各議案の賛否をご表示 のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日) 午後5時30分到着分まで



インターネット等で 議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、 各議案の賛否をご入力く ださい。

行使期限

2022年6月22日(水曜日) 午後5時30分入力完了分まで

- (注) 1. 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - 2. インターネット等により複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - 3. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金 (接続料金等)は、株主様のご負担となります。
 - 4. パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、 議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
 - 5. パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行を ご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - 6. 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載の QRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。 ※QRコードを再度読み取っていただくと、PC 向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル電話番号: 0120−652−031 (フリーダイヤル)(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

<会社提案>(第1号議案から第5号議案)

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益還元の充実を経営課題の一つと位置づけ、連結純資産配当率 (DOE) 2.5%以上を目標として、安定した配当を継続することを基本とし、 さらなる利益還元の向上を目指すとともに、業績の向上および経営目標の達成 状況により、増配を検討することを基本方針としております。

当該配当方針に基づき、当期の年間配当金を連結純資産配当率 (DOE) 2.5%以上となる1株につき82円とするため、第74期の期末配当につきましては1株につき42円とさせていただきたいと存じます。

これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき40円と合わせ、当期の年間配当金は1株につき82円となります。

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金42円 配当総額933,279,774円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1)機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、変更案第31条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するとともに、所要の変更を行うものであります。
- (2) 電子公告制度の採用による公告機能および利便性の向上ならびに公告採用のための費用の削減を勘案し、現行定款第5条の公告方法に関する規定を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 当社および子会社の事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的の追加・削除を行い、それに伴う必要な号数の繰り下げ、項数の変更等を行うものであります。
- (4) コーポレートガバナンスの充実への取り組みとして、経営の透明性を確保するため、現行定款第22条第3項の相談役の設置に関する規定を削除するものであります。
- (5) 法令に定める監査等委員の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査 等委員に関する規定を新設し、補欠監査等委員が監査等委員に就任した場 合の任期を明確にするものであります。
- (6) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条 ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴 い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次の とおり定款を変更するものであります。
 - ・ 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を 定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提 供措置等)第1項を新設するものであります。
 - 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ・ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

			-1.1						\neg
	現 	定	款 ————————————————————————————————————	<u> </u>		変 ———	更	案	
目的)				(目	的)				
第2条									
1.			よび売買ならび				(現行どおり)	
	にその原材料 機械の売買	および合	成樹脂製品成形						
		新設)			2	新製品	およびその原	(材料の製造および	r K
	(/	710.27			ے.	売買	05010 6 07/13	(17)110722203010	_
2.	金型の設計、	製造およ	び売買ならびに	İ	<u>3</u> .	金型の	設計、製造お	よび売買ならび	-
	金型工作機械					金型工	作機械の売買		
<u>3</u> .	家具調度品の	製造および	が売買				(削 除)		
4項	頁~6項(条文	省略)			4項	~6項	(現行どおり)	
<u>7</u> .	一般・産業廃	棄物の処理	₹				(項数変更)		
<u>8</u> .	一般・産業廃	棄物を分	解、処理する機				(項数変更)		
	器の設計、製	以作、売買							
<u>9</u> .	一般・産業廃 生物の選別、		解、処理する微				(項数変更)		
10			e itの生産、加		7	拉美甘	1 拉美士 (ы
<u>10</u> .	工、売買	食上、 肉作	世上の土座、加		<u>/</u> .	工、売		肉他上切土庄、/	ווע
<u>11</u> .			等の浄化処理施		<u>8</u> .			気等の浄化処理が	沲
	設・装置の設	計、施工:	および売買			設・装	置の設計、旅	工および売買	
	肥料および節				<u>9</u> .	肥料お	よび飼料の生	産および売買	
<u>13</u> .	前記各号に推	引げる物品	の輸出入				(項数変更)		
<u>14</u> .	貨物自動車運	E送事業					(項数変更)		
<u>15</u> .	自動車運送取	双扱事業					(項数変更)		
<u>16</u> .	人材派遣業						(項数変更)		
<u>17</u> .	総合リース第	美および金	融業				(項数変更)		
<u>18</u> .	損害保険代理 関する業務	型業および <u>.</u>	生命保険募集に				(項数変更)		
<u>19</u> .	不動産の売買	買、賃貸借、	仲介および管理				(項数変更)		
<u>20</u> .	マグネシウム	a、アルミ	ニウム、亜鉛等		<u>10</u> .	マグネ	シウム、アル	/ミニウム、亜鉛等	爭
	の合金の成形	人加工						および製品に係る	<u>5</u>
						原材料	人機械その他	の設備の売買	\Box

現行定款	変更案
<u>21</u> . 金属製品の表面処理加工、塗装および 印刷	11. 合成樹脂製品・金属製品等の表面処理 加工、塗装および印刷ならびに製品に 係る原材料、機械その他の設備の売買
22. セラミックスの成形、セラミックス製品の開発、製造、売買	12. セラミックスの成形、セラミックス製品の開発、製造、売買および製品に係る原材料、機械その他の設備の売買
23. 前3号の製品に係る原材料、機械その 他の設備および知的財産権の売買、賃 借	(削 除)
(一部変更し項数変更)	13. 煙草、酒類、医薬品、医薬部外品、 <u>衛</u> 生用品、食料品、清涼飲料水、履物、 植木、 <u>家具調度品</u> 、日用品雑貨等の製 造および売買
(項数変更)	14. 一般・産業廃棄物の処理
(項数変更)	15. 一般・産業廃棄物を分解、処理する機器の設計、製作、売買
(項数変更)	16. 一般・産業廃棄物を分解、処理する微 生物の選別、培養、売買
(一部変更し項数変更)	17. 前記各号に掲げる物品の輸出入、 <u>賃貸</u> 借、修繕等に関する事項
(項数変更)	18. 貨物自動車運送事業
(項数変更)	19. 自動車運送取扱事業
(項数変更)	<u>20</u> . 人材派遣業
(項数変更)	<u>21</u> . 総合リース業および金融業
(一部変更し項数変更)	<u>22</u> . 損害保険代理業および生命保険 <u>媒介</u> に 関する業務
(項数変更)	<u>23</u> . 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
(新 設)	24. インターネット等を利用した通信販売 業および卸売業ならびに小売業
(新 設)	25. 太陽光等の新エネルギーによる発電および電力の売却に関する事業
(項数変更)	<u>26</u> . 浴場の経営
(項数変更)	<u>27</u> . 食堂および売店の経営
(項数変更)	<u>28</u> . 子会社、関連会社に対する経営指導お よび技術指導

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	29. 前記各号に係るソフトウエアの作成・ 販売およびエンジニアリングに関する 事業 30. 前記各号に係る知的財産権に関する事
(4/1 0.X/	<u>道</u>
(項数変更)	31. 前記各号に附帯または関連する一切の 事業
第3条~第4条(条文省略)	第3条〜第4条(現行どおり)
(公告方法)	(公告方法)
第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条 当会社の公告は、 <u>電子公告の方法により</u> 行う。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生 じた時は、日本経済新聞に掲載して行 う。
第6条~第14条(条文省略)	第6条〜第14条(現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ なし提供)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類 および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)
	(電子提供措置等)
(新 設)	第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報につい て電子提供措置をとる。
(新 設)	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
第16条~第19条(条文省略)	第16条〜第19条(現行どおり)
(任期)	(任期)
第20条 (条文省略)	第20条 (現行どおり)

2. (条文省略) 3. (条文省略) 3. (条文省略) (新 設) 4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 (取締役会の招集) 第21条 (条文省略) 2. (条文省略) 2. (条文省略) 3. 前項のほか、取締役相談役を置くことができる。 第23条〜第30条(条文省略) (側余金の配当) 第31年の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金を支払うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (明余金の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (興余金の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、東京金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。	現 行 定 款	変 更 案		
(新 設) 4. 会社法第329条第3項に基づき選任された捕欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 (取締役会の招集) 第21条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 前項のほか、取締役相談役を置くことができる。 第23条~第30条 (条文省略) (側余金の配当) 第31条 当会社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金を支払うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、申問配当を行うことができる。 (明余金の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる	2. (条文省略)	2. (現行どおり)		
れた補欠の監査等委員である取締役の 選任決議が効力を有する期間は、当該 決議によって短縮されない限り、選任 後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会開始 の時までとする。 (取締役会の招集) 第21条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文省略) 2. (条文省略) 2. (条文省略) 3. 前項のほか、取締役相談役を置くこと ができる。 第23条~第30条 (条文省略) (側余金の配当) 第31条 当会社は、株主総会の決議により、毎年 3月31日の最終の株主名簿に記録され た株主または登録株式質権者に対し、期 未配当金を支払うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9 月30日の最終の株主名簿に記録された 株主または登録株式質権者に対し、中間 配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めがある場合を除き、取 締役会の決議によって定めることができ	3. (条文省略)	3. (現行どおり)		
選任決議が効力を有する期間は、当該 決議によって短縮されない限り、選任 後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会開始 の時までとする。 (取締役会の招集) 第21条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第21条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役) 第21条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役) 第22条 (現行どおり) 3. 前項のほか、取締役相談役を置くこと ができる。 第23条~第30条 (条文省略) (剰余金の配当) 第31条 当会社は、株主総会の決議により、毎年 3月31日の最終の株主名簿に記録され た株主または登録株式質権者に対し、期 未配当金を支払うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9 月30日の最終の株主名簿に記録された 株主または登録株式質権者に対し、中間 配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めがある場合を除き、取 締役会の決議によって定めることができ	(新 設)			
決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 (取締役会の招集) 第21条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文省略) 2. (条文省略) 2. (条文省略) 2. (現行どおり) (代表取締役および役付取締役) 第22条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 2. (現行どおり) (削 除) 第31条 当会社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金を支払うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる				
(取締役会の招集) 第21条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 前項のほか、取締役相談役を置くことができる。 第23条〜第30条 (条文省略) (興余金の配当) 第31条 当会社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金を支払うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、申間配当を行うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (東宗金の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができ				
(取締役会の招集) 第21条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文省略) 2. (条文省略) 2. (条文省略) 2. (泉文省略) 3. 前項のほか、取締役相談役を置くことができる。 第23条~第30条(条文省略) (剰余金の配当) 第31条 当会社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金を支払うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、申間配当を行うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (東舎の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができ				
(取締役会の招集) 第21条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文省略) 2. (条文省略) 2. (条文省略) 3. 前項のほか、取締役相談役を置くことができる。 第23条~第30条(条文省略) (剰余金の配当) 第31条 当会社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金を支払うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、申間配当を行うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、申間配当を行うことができる。 (東書をの配当等の決定機関) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができ				
# 第21条 (条文省略)		の時までとする。		
(代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 前項のほか、取締役相談役を置くことができる。 第23条~第30条 (条文省略) (剰余金の配当) 第31条 当会社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金を支払うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、申間配当を行うことができる。 (中間配当) 第31条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができ	() () () () () () () () () ()	() () () () () () () () () ()		
第22条 (条文省略)	(4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,	1,000		
2. (条文省略) 3. 前項のほか、取締役相談役を置くことができる。 第23条~第30条(条文省略) (剰余金の配当) 第31条 当会社は、株主総会の決議により、毎年 3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金を支払うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (東部配当を行うことができる。 (刺除) 第31条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (刺除金の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができ				
3. 前項のほか、取締役相談役を置くことができる。 第23条~第30条(条文省略) (剰余金の配当) 第31条 当会社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金を支払うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (利 除) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (利 除) 第31条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。				
#23条~第30条 (条文省略) (東余金の配当) 第23条~第30条 (現行どおり) 第23条~第30条 (現行どおり) 第31条 当会社は、株主総会の決議により、毎年 3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金を支払うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができ	- (7)(3 (3-3)	_, (,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
(剰余金の配当) 第31条 当会社は、株主総会の決議により、毎年 3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金を支払うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができ		(削 除)		
# 第31条 当会社は、株主総会の決議により、毎年 3月31日の最終の株主名簿に記録され た株主または登録株式質権者に対し、期 末配当金を支払うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9 月30日の最終の株主名簿に記録された 株主または登録株式質権者に対し、中間 配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めがある場合を除き、取 締役会の決議によって定めることができ	第23条~第30条(条文省略)	第23条~第30条(現行どおり)		
3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金を支払うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができ	(剰余金の配当)			
た株主または登録株式質権者に対し、期 末配当金を支払うことができる。 (中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9 月30日の最終の株主名簿に記録された 株主または登録株式質権者に対し、中間 配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めがある場合を除き、取 締役会の決議によって定めることができ		(削 除)		
(中間配当)				
(中間配当) 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9 月30日の最終の株主名簿に記録された 株主または登録株式質権者に対し、中間 配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めがある場合を除き、取 締役会の決議によって定めることができ				
# 第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9 月30日の最終の株主名簿に記録された 株主または登録株式質権者に対し、中間 配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の決定機関) # 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めがある場合を除き、取 締役会の決議によって定めることができ	71000m CXM 7 CC 3 V C 3 V			
月30日の最終の株主名簿に記録された 株主または登録株式質権者に対し、中間 配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の決定機関) (新 設) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めがある場合を除き、取 締役会の決議によって定めることができ	(中間配当)			
株主または登録株式質権者に対し、中間 配当を行うことができる。	第32条 当会社は、取締役会決議により、毎年9	(削 除)		
 配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の決定機関) (新 設) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができ 				
(剰余金の配当等の決定機関) (新 設) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めがある場合を除き、取 締役会の決議によって定めることができ				
(新 設) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めがある場合を除き、取 締役会の決議によって定めることができ	<u> </u>	(利金金の町火笠の油中機関)		
条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めがある場合を除き、取 締役会の決議によって定めることができ		<u>、、利尔亚Ⅵ癿当守Ⅵ大处傚渕)</u>		
法令に別段の定めがある場合を除き、取 締役会の決議によって定めることができ	(新 設)			
締役会の決議によって定めることができ				

現	行	定	款		変	更	案
\$\$22.5g \$\$\$14.5g	(新			第32条 <u>2.</u> <u>3.</u>	日とする。 当会社の中 月30日とす 前2項のほ の配当をす	配当基準日は 中間配当の基準 る。 まか、基準日を ることができる	日は、毎年9
第33条~第34条	(新	à畸) ≅)		第33条~	~第34条(班	見行どおり) (附則)	
	(471	ux/		(株主総会	-		置)_
	(新	設)			ンターネッ および定款 の新設は、 生ずるもの 前項の規定 1日から 日とする材 15条 (株	第15条(電子 2022年9月1 とする。 にかかわらず か月以内のE 株主総会につし 主総会参考書巻 ことみなし提供	レ提供)の削除 提供措置等) 日から効力を 、2022年9月 を株主総会の では、定款第 預等のインター
				3.	<u>か月を経過</u> 会の日から	見した日または	9月1日から6 前項の株主総 した日のいず l除する。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から取締役に期待される企業価値向上の観点から、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断したとの意見表明を受けております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

山大川川	<u> М</u>	22	C 07 W	7/11/12	Z C M	(6) 医開日は(人のこの)	7 (0) 7 () 0
候補者 番 号		氏	名			当社における地位、担当	候補者属性
1	再任	廣	野	浴浴	彦	代表取締役社長 営業本部長 指名・報酬委員会委員	
2	再任	水が入	井	勇	เกร —	取締役 生産本部長 兼 生産管理部長	
3	再任	のり 貝	武		**** 勝	取締役 総務・財務経理担当 総務部長	
4	再任	E L		健	เกร ——	取締役 海外生産本部長	
5	再任	<s 倉</s 	橋	博	х Х	社外取締役 指名・報酬委員会委員	社外取締役 独立役員
6	再任	松	やま	Usiñ B	<u>ت</u>	社外取締役 指名・報酬委員会委員長	社外取締役
7	新任	木里	予瀬	祐	太		社外取締役

1992年 3 月 当社入社 2006年 4 月 当社ハウスウェア営業部名古屋営業所課長 2010年 2 月 当社ハウスウェア営業部東京支店長 2013年 2 月 当社ハウスウェア営業部長兼東京支店長 2015年 6 月 当社執行役員ハウスウェア営業部長 2016年 6 月 当社執行役員ハウスウェア営業本部 長兼販売推進部長 2017年10月 当社執行役員ハウスウェア営業本部 長兼開発部長 (含む、株式報酬制度に基 がく交付予定 株式数)	候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
天馬アセアンホールディングス 株式会社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 天馬アセアンホールディングス株式会社代表取締役社長	1	びる の ひろ ひこ 廣 野 裕 彦	2006年 4 月 当社ハウスウェア営業部名古屋営業所課長 2010年 2 月 当社ハウスウェア営業部東京支店長 2013年 2 月 当社ハウスウェア営業部長兼東京支店長 2015年 6 月 当社執行役員ハウスウェア営業部長 2016年 6 月 当社執行役員ハウスウェア営業本部 長兼販売推進部長 2017年10月 当社執行役員ハウスウェア営業本部 長兼開発部長 2018年11月 当社執行役員開発部長 2020年 6 月 当社代表取締役社長兼営業本部長 (現任) 天馬アセアンホールディングス 株式会社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況)	(含む、株式 報酬制度に基 づく交付予定

(取締役候補者とした理由)

廣野氏は、当社において長年にわたり営業部門に従事し、関連する資材調達から製造・販売に至るまでの事業全般に対し豊富な経験や専門的知識を有しております。2015年6月からは執行役員として主としてハウスウエア関連事業の業績拡大に貢献し、2020年6月以降は当社の代表取締役社長として、当社の企業価値向上・全てのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めております。また、第3次中期経営計画の策定においても、当社がこれまで踏み込めなかった「DXへの推進」、「サステナビリティへの取り組み」等の事項を盛り込む等中心的な役割を果たしております。今後も当社の経営を牽引していくことにより、引き続き当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。

候補者	氏 名	略歴、当社における地位および担当	所有する
番号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	当社の株式数
2	再任	1993年4月 当社入社 2013年4月 当社販売推進部長 2014年9月 当社販売推進部長兼開発部長 2016年6月 当社執行役員開発部長 2017年10月 当社執行役員販売推進部長 2020年6月 当社取締役生産本部長 2021年2月 当社取締役生産本部長 2021年6月 当社取締役生産本部長 2022年1月 当社取締役生産本部長 2022年1月 当社取締役生産本部長 第長(現任) (重要な兼職の状況)	4,901株 (含む、株式 報酬制度に基 づく交付予定 株式数)
	い事業部門に従事 2016年6月からに 拡大に貢献いたし 長として、生産現 体制を改善するプ	ルた理由) おいて長年にわたり開発部門および販売推進部門 することで得られた豊富な経験や専門的知識を有 は執行役員として主として開発部門および販売推 ました。2020年6月以降は、当社の業務執行取 場における自動化・省人化に向けたプロジェクト ロジェクトを推進し、原材料の仕入れに関してコ 入れルートの見直し等を提案・実行する等、当社	可しており、 進部門の業績 締役生産本部 、や物流業務・ コスト削減と安

等に尽力しております。また、第3次中期経営計画の策定においても、より実現性を高めるべく計画を現場レベルに落とし込み、本社の関連部署と各工場における具体的な目標の設定を行うなど中心的な役割を果たしている等、今後も引き続き当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	再任 則 武 勝 (1964年7月4日生)	1988年 4 月 株式会社住友銀行(現株式会社三 井住友銀行)入行 2004年 4 月 同行大塚法人営業部融資オフィサー・与信グループ長 2010年 4 月 同行新潟法人営業部副部長 2013年 4 月 同行職域取引事業部(現職域ソリューション部)上席調査役ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社へ出向同社取締役兼執行役員企画部長 2016年 4 月 同行職域取引事業部部付部長 2017年 4 月 ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社非常勤監査役 2019年 4 月 同行監査部上席考査役 2019年 4 月 同行監査部上席考査役 2019年12月 当社へ出向当社総務部が付部長 2021年 5 月 当社和行役員総務・財務経理担当兼総務部長 2021年 6 月 当社取締役総務・財務経理担当兼総務部長(現任)	905株 (含む、株式 報酬制度に基 づく交付予定 株式数)
	育的理で、 等的理での 等の が が で の の の の の の の の の の の の の	た理由) わたる金融機関での実務経験を有しており、特別のようなのでは、一次では、対象のを種対応を行うことを通して得た当社のる深い理解を活かして、重要事項の決定に貢献しる深い理解を活かして、重要事項の決定に貢献し、の締役候補者	は は は は は は は に は に は に は に は に は に は に に は に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に な に の に に に に の に に に に に に に に に に に に に

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
	再任 星 健 一 (1967年4月10日生)	1986年3月 当社入社 2006年4月 当社新白河工場生産課長 2014年6月 当社滋賀工場副工場長兼企画課長 2014年11月 当社滋賀工場工場長兼品質保証課長 2018年5月 当社滋賀工場工場長兼生産管理課長 2021年5月 当社海外生産本部長 2021年6月 当社取締役海外生産本部長(現任) (重要な兼職の状況) なし	950株 (含む、株式 報酬制度に基 づく交付予定 株式数)
4	課、企画課、保証の関連に対して、は、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	いて長年にわたり新白河工場および滋賀工場に 保証課および生産管理課を中心に、工場部門に 務を担当することで培われた豊富な経験や当社の を有しています。2014年11月以降は、当社の落 改善・風土改革に取り組むことにより二期連続で 益を黒字化するとともに、国内工場の自動化を抗 み立てシステムを導入する等、工場の生産性向」 2021年6月以降は、当社の業務執行取締役海外 により構築された当社の事業内容・特性や課題等 における経験・専門的知識を活かして、海外生産 ます。今後も当社の企業価値向上に貢献すること	のける生産、企 会には 会に を を を を を を を を を を を を を を を を を を

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	再任 倉 橋 貸 党 (1977年8月5日生) 社外 独立	2002年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2002年11月 原田・尾崎・服部法律事務所入所 2006年8月 金融庁検査局総務課(専門検査官) 2008年8月 証券取引等監視委員会事務局証券検査調(専門検査官) 2010年8月 LM法律事務所入所 2013年1月 弁護士法人ほくと総合法律事務所パートナー(現任) 2018年6月 楽天生命保険株式会社社外監査役(現任) 2021年8月 エナジーシェアーズ株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人ほくと総合法律事務所パートナー、楽天生命保険株式会社社外取締役、エナジーシェアーズ株式会社社外取	— 株
	倉橋氏は、企業会とは、企業会の せんがり発達されている。 というでは、企業を を は、企業を とのでは を は、 とのでは は、 とので は、 とので は、 とので は、 とので は、 とので は、 とので は、 とので は、 とので は、 さる とので は、 さる とので は、 さる は、 さる は、 さる は、 さる は、 さる は、 さる は、 さる は、 さる は、 でる は、 でる は、 でる は、 でる は、 でる は、 でる は、 でる は、 でる は、 でる は、 でる は、 でる とので。 とので とので とので。 とので とので。 とので とので。 とので とので。 とので とので。 とので とので とので。 とので とので とので とので とので とので とので とので とので とので	者とした理由および期待される役割の概要) 員となること以外の方法で会社の経営に関与した の専門家および弁護士としての豊富な経験や専門 3年6月以降は、当社独立社外取締役として、ライ の経験を活かして、主にガバナンス・コンプライ 面値の向上に資するよう忌憚のない意見を述べてお の指名・報酬委員会の委員として任に当たってで りないを、約2年間にわたる当社独立社外取締役として といる。 事業経験と高いけるに な経験とにおける統制環境の整備、立した立場 などないとでするとので ないである。 である。 は、 である。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	的締アかりの至引ン、役納では、当るがは、 の知役のでは、まないでは、 でいまでは、

候補者	氏 名	略歴、当社における地位および担当	所有する
番号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	当社の株式数
6	再任 松 峃 宫 司 (1973年5月4日生) 社外 独立	1997年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2001年4月 公認会計士登録 2006年7月 松山公認会計士事務所開業(現任)、税理士登録 2007年8月 あすなろ監査法人設立代表社員就任(現任) 2008年6月 ぷらっとホーム株式会社社外監査役就任(現任) 2009年6月 セブンシーズホールディングス(現FRACTALE株式会社)社外監査役就任 2009年10月 株式会社グッドコムアセット社外監査役就任2016年1月 株式会社グッドコムアセット社外取締役(監査等委員)就任2018年1月 株式会社グッドコムアセット社外取締役就任(現任) 2018年6月 FRACTALE株式会社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年6月 当社社外取締役(現任)(重要な兼職の状況) 松山公認会計士事務所代表者(公認会計士・税理士)、あすなろ監査法人代表社員、ぷらっとホーム株式会社社外取締役、FRACTALE株式会社社外取締役(監査等委員)	— 株
	松山氏が門公活で、大田では、、内知会して、下田では、、内知会して、下田では、、内知会して、下田では、、内知会して、下田では、、内知会して、下田では、、中国会して、下田では、、アらのでは、、アらのでは、、アらのでは、、アらのでは、、アらのでは、、アらのでは、、アらのでは、、アらのでは、、アらのでは、、アらのでは、、アらのでは、、アらのでは、、アらいでは、、アらいでは、、アらいでは、、アらいでは、、アらいでは、、アらいでは、、アらいでは、、アらいでは、、アらいでは、アラッとは、アラ・アルでは、アラッとは、アラ・アルでは、アラッとは、アラッとは、アラッとは、アラッとは、アラッとは、アラッとは、アラッとは、アラッとは、アラッとは、アラッとは、アランとは、アランとは、アランとは、アランとは、アランとは、アランとは、アランとは、アランとは、アランとは、アランとは、アラ・	者とした理由および期待される役割の概要) 員となること以外の方法で会社の経営に関与したこ を含む企業会計の専門家および公認会計士としての しております。2020年6月以降は、当社独立社外 しての知見、複数の上場会社で社外取締役および監 会において、積極的にガバナンス向上のための発 す。また、2020年11月に指名・報酬委員会を設置 の委員長として全ての委員会に出席し、取締役候補 を通じて、本定時株主総会に上程すべき取締役候補 を通じて、本定時株主総会に上程すべき取締役候補 を通じて、当社の事業内容・特い専りのも とにがすする豊富な足を高いける統とに が、当社を含む当社グループ全体における統と環境の する意識・企業風土の醸成が図られ、またること する意識ンス機能の向上・透明化に貢献す締役として おります。なお、当社独立社外取締役として との終結の時をもって2年となります。	の豊富統とは、 は では では では では では では では では では

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
7	新任 未野瀬 乾 太 (1980年10月14日生) 社外 独立	2014年5月 きずなキャピタルパートナーズ株式会社代表取締役社長 2017年5月 株式会社コンチネンタル・インベストメント・グループ代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社コンチネンタル・インベストメント・グループ代表取締役社長	— 株
	木野瀬氏は、金融 るとともに、専門	者とした理由および期待される役割の概要) の専門家および投資家としての豊富な経験や専門的 的知識を活かして引き続き金融の専門家および投資 企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補	愛家としての

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 倉橋博文氏、松川昌司氏および木野瀬祐太氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、倉橋博文氏および松山昌司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、木野瀬祐太氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - 4. 当社は、廣野裕彦氏、永井勇一氏、則武勝氏、星健一氏、倉橋博文氏および松山昌司氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、木野瀬祐太氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
 - 5.当社は、廣野裕彦氏、永井勇一氏、則武勝氏、星健一氏、倉橋博文氏および松山昌司氏を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する会社法第430条の3第1項に規定する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で2022年1月に締結しております。これにより役員等がその職務の遂行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償請求金および争訟費用等(但し保険契約上で定められた免責事由を除く)を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社および国内外の子会社の取締役および執行役員となります。また、上記保険契約は2023年1月に同内容で更新を予定しており、各候補者の再任が承認された場合には、引き続き上記保険契約の

- 被保険者に含まれることとなります。また、木野瀬祐太氏の選任が承認された場合は、同氏についても上記保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 6. 当社は、倉橋博文氏および松山昌司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、木野瀬祐太氏の選任が承認された場合、同氏は東京証券所の定めに基づく独立役員の要件に満たしており、同氏からは、同氏の選任が承認された場合に当社が同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ることの内諾が得られております。
- 7. 候補者のうち、廣野裕彦氏、永井勇一氏、則武勝氏、星健一氏が所有する当社株式の数には、株式報酬制度に基づき退任時に交付される予定の株式の数(2022年3月31日現在)を含めて表示しております。
- 8. 松山昌司氏が社外取締役として監査等委員である取締役を務めていた株式会社ジー・スリーホールディングスは、同社における不適切な会計処理の事案について、2022年2月2日に特別調査委員会から受領した調査報告書を開示し、同月18日には過年度の有価証券報告書および四半期報告書の訂正報告書ならびに有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局に提出しており、さらに、同年5月18日には、金融庁長官による同社に対する課徴金納付命令に従い課徴金を納付する旨を開示しております。同氏は、本件事実(不適切な会計処理)が判明するまで当該事実を認識しておりませんでしたが、同社の取締役会等において、日頃からガバナンス向上やコンプライアンスの観点から助言および注意喚起を行い、当該事実の判明後は、コンプライアンスの更なる強化および再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適切に遂行しました。なお、同氏は、本件判明後、2022年5月20日開催の同社の臨時株主総会の終結の時をもって同社の監査等委員である取締役を辞任しております。

なお、本取締役候補者および現任の監査等委員である取締役のスキルマトリックスは、以下のとおりである。

		独立性(社外)	企業経営	生産	開発	企画・営業	財務・管理	コンプライアンス ス	グローバル経験	金融・証券	異業種・多様性
	廣野 裕彦		•		•	•			•		
	永井 勇一		•	•	•	•					
取締	則武 勝	_				•	•	•		•	
取締役候補者	星健一			•		•					
補者	倉橋 博文	•						•		•	•
	松山昌司	•					•				•
	木野瀬祐太	•	•				•		•	•	•
監査等委員	原 和彦						•	•			
	後藤 博孝	•	•		•	•	•	•	•		•
安 員	西田 弥代 (女性)	•						•	•		•

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得るとともに、グループ 全体のガバナンスおよびコンプライアンスの強化に対する助言等が期待でき、補 欠の監査等委員である取締役に選任することが適切であると判断したとの意見表 明を受けております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏	名	·	当社における地位、担当	候補者属性
新任倉	橋博	ў. Х	社外取締役 指名・報酬委員会委員	社外取締役

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
新任 倉 橋 博 文 (1977年8月5日生) 社外 独立	2002年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2002年11月 原田・尾崎・服部法律事務所入所 2006年8月 金融庁検査局総務課(専門検査官) 2008年8月 証券取引等監視委員会事務局証券検査課 (専門検査官) 2010年8月 LM法律事務所入所 2013年1月 弁護士法人ほくと総合法律事務所 パートナー(現任) 2018年6月 楽天生命保険株式会社社外監査役(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任) 2021年8月 エナジーシェアーズ株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人ほくと総合法律事務所パートナー、楽天生命保険株式会社社外監査役、エナジーシェアーズ株式会社社外取	— 株

(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の 概要)

倉橋氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、企業法務の専門家および弁護士としての豊富な経験や専門的知識を有しております。2021年4月以降は、当社の指名・報酬委員会の委員として任に当たっており、同氏が有する豊富な経験と高い専門的な見識を活かすことにより、引き続き、当社を含む当社グループ全体における統制環境の整備、コンプライアンスに対する意識・企業風土の醸成が図られ、また経営陣から独立した立場から、当社のガバナンス機能の向上・透明化に貢献することが期待できるため、補欠の監査等委員である取締役候補者としております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 倉橋博文氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 倉橋博文氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、倉橋博文氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条 第1項の損害賠償責任の限度額を法令が規定する最低責任限度額とする責任限定契約 を締結しております。なお、同氏が取締役(監査等委員である取締役を除く)への再 任が承認された場合および同氏がその後に監査等委員である取締役に就任した場合に も、当社は同氏との間の上記責任契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は、倉橋博文氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、同氏が取締役(監査等委員である取締役を除く)への再任が承認された場合および同氏がその後に監査等委員である取締役に就任した場合にも、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
 - 5.当社は、倉橋博文氏を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で2022年1月に締結しております。これにより役員等がその職務の遂行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償請求金および争訟費用等(但し保険契約上で定められた免責事由を除く)を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社および国内外の子会社の取締役および執行役員となります。また、上記保険契約は2023年1月に同内容で更新を予定しており、候補者について、取締役(監査等委員である取締役を除く。)への再任が承認された場合およびその後に監査等委員である取締役に就任した場合にも、引き続き上記保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 - 6. 当社は、倉橋博文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が取締役(監査等委員である取締役を除く)への再任が承認された場合および同氏がその後に監査等委員である取締役に就任した場合にも、引き続き独立役員とする予定であります。
 - 7. 倉橋博文氏は、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。) に就任する予定でありますが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。) を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬 制度の一部変更および継続の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、2017年6月27日開催の第69回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。)に対する報酬として、信託を用いた株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を、株主の皆様のご承認をいただき導入しておりますが、本議案は、本制度を一部変更したうえで継続することにつきご承認をお願いするものです。

すなわち、本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて各取締役に対して交付されるというものですが、本制度に基づき取締役に付与するポイント数を当社の業績に連動させることにより本制度を業績連動型に変更するとともに、当社株式の取得資金として当社が信託に拠出する金額の上限および取締役に付与するポイント数の上限を変更したいと存じます。

なお、その詳細につきましては、下記「2. 本制度における報酬等の額・内容等」の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入したものですが、本議案による本制度の変更は、支給株式数を業績目標の達成状況に連動させ、また支給株式数の上限数を増やすことにより、かかる意欲をより一層高めることを目的としております。

変更後の本制度による報酬は、2019年6月27日開催の第71回定時株主総会においてご承認いただきました取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬の限度額(年額300百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。)とは別枠で、2023年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度(以下、「対象期間」といいます。)の間に在任する取締役(監査等委員である取締役、非常勤・非業務執行取締役および社外取締役を除きます。)に対して支給します。

本制度の変更目的は上記のとおりです。また、当社における取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告44頁に記載のとおりですが、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更予定の方針に沿った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容になっております。以上より、本議案の内容は相当なものであると判断しております。なお、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

また、本制度は、当社と委任契約を締結している執行役員(以下「執行役員」といいます。)に対しても導入しているところ、本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、執行役員についても同様に本制度の内容を一部変更のうえ継続する予定です。

なお、監査等委員会から本議案に関し、相当であると判断しており、特段の 指摘事項はない旨の意見表明を受けております。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

変更後の本制度に係る報酬等の額および内容等は以下のとおりです。

(1) 本制度の概要

前記のとおり、本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託 (2017年の本制度導入時に設定済みです。以下、「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任 時です。

1)	本制度の対象者	当社取締役(監査等委員である取締役、非常勤・非業務執行取締役および社外取締役を除く。)
2	対象期間	2023年3月末日に終了する事業年度から 2027年3月末日に終了する事業年度まで
3	②の対象期間において、①の対象者に 交付するために必要な当社株式の取得 資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金1,000百万円
4)	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所 市場(立会外取引を含む。)から取得する 方法
(5)	①の対象者に付与されるポイント総数 の上限	1事業年度あたり100,000ポイント
6	ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度等に応じた ポイントを付与
7	①の対象者に対する当社株式の交付時 期	原則として退任時

(2) 当計が拠出する金銭の上限

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、本制度により取締役に支給する株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金1,000百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加信託することといたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資(上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。)として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により、取得します。

注: 当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得 資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を 合わせた金額となります。また、前記のとおり執行役員についても 本制度の内容を一部変更のうえ継続した場合には、執行役員に交付 するために必要な当社株式の取得資金も併せて追加信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、新たな対象期間を都度定める(5事業年度以内の期間とします。)とともに、これに伴い5年を上限とする期間毎に本信託の信託期間をさらに延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長す

ることを含みます。以下も同様です。)、本制度をさらに継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金200百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように新たな対象期間を設定して本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

- (3) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限
 - ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度 あたり100,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、取締役会の決定により、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則としてその退任時に所定の手続を行い、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税 資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当 社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式 について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が 換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

<株主提案>(第6号議案および第7号議案)

第6号議案および第7号議案は、株主様であるLIM JAPAN EVENT MASTER FUND (議決権342個) からのご提案によるものであります。

なお、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

以下、当該株主様を請求人とする株主提案書の議案の要領および提案の理由を 原文のまま掲載し、続けて、株主提案に対する当社取締役会の意見を記載してお ります。

第6号議案 定款一部変更(資本コストの開示)の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案			
(新設)	第八章 株主資本コストの開示			
	(株主資本コストの開示) 第35条 当会社は、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該報告書提出日から遡り1箇月以内において当会社が把握する株主資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。			

(2) 提案の理由

創業時の資金調達における苦い経験から、当社は現預金をため込む企業文化が根強く、上場して信用力が高まった後も内部留保の蓄積が続いた。当社は約274億円に相当する現預金(2021年12月末時点)に加え、35億円ほどの株式を中心とする有価証券(2021年3月末時点)を抱えている。こうした本業に資することのない、換金性は高いがリターンの低い運用資産の合計額は約310億円近くに達し、2022年4月15日終値時点の時価総額約486億円の約64%にも達する。

当社の自己資本比率は2021年12月末現在で78%と高い水準にあるが、積み上がり続けたキャッシュは、過剰に株主資本を膨らませ、結果的に資本コストを上昇させる。このため、当社の株価は解散価値である株価資産倍率(PBR) 1 倍に相当する水準を慢性的に下回っており、これは、ROEが投資

家の求める水準、換言するならば、株主から見た資本コスト(株主資本コスト)に達していないことを意味する。

当社は昨年末、東京証券取引所の新市場区分として「プライム市場」を選択・申請することを決めたが、「極上」を意味する「プライム」を冠するためには、資本効率の改善が不可欠である。そこで、当社の今後の経営課題は、キャピタル・アロケーション(資産の配分)に移るが、その有効な物差しが、株主資本コストとなる。

当社は、2021年5月13日に第3次中期経営計画を発表し、投資戦略・資本政策について、「新規投資においては、資本コストを意識し、ROIC向上を念頭に置きながら、規律ある投資判断を行う」と宣言する。よって、当社が宣言どおりの経営を行っているかを判断するために資本コストを開示することは、株主共同の利益に資する。

東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードでは、「原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表」において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」と定められている。

そこで、当社においても、「収益力・資本効率等に関する目標」として、 株主資本コストを「提示」し、「その実現のために、事業ポートフォリオの 見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に 関し具体的に何を実行するのかについて、株主にわかりやすい言葉・論理で 明確に説明を行うべき」である。これにより、当社と株主の間での対話が活 性化され、当社株式の市場における低い評価の改善を目指すことができる。

【株主提案(第6号議案)に対する当社取締役会の意見(反対意見)】 当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。反対するに至った理由の 概要は、以下のとおりです。

- ◆ 当社は、当社の資本効率の状況を適時に把握し、経営上の重要な指標として認識する必要があると考えており、2021年に策定した第3次中期経営計画においても、当社を取り巻く経営環境を踏まえ、ROE、ROICともに9%以上を長期目標とする旨、および、新規投資においては、資本コストを意識し、ROIC向上を念頭に置きながら規律ある投資判断を行う旨を公表することで、対外的なコミットメントを行っております。
- ◆ そして、これを踏まえ、当社取締役会においては、当社の経営上の重要な指標として認識すべき資本コストを当社が置かれた経営環境等を踏まえて適切に把握した上で、事業上の各局面において、当社の中長期的な企業価値向上を前提に、当該資本コストを勘案した意思決定を行うことにより、規律ある資本配分に取り組んでおります。なお、当社取締役会においては、現在の当社を取り巻く経営環境等を踏まえた場合、8%が経営上認識すべき資本コストの水準になると考えております。
- ◆ 本議案は、コーポレートガバナンスに関する報告書において、報告書提出日から 遡り1か月以内に当社が把握している資本コストをその算定根拠とともに開示する 旨の規定を定款に新設することを求めるものですが、当社としましては、資本コ ストの開示については、公表することの要否、時期、方法等を含め、取締役会に おいて当社が置かれた経営環境等を踏まえて慎重に検討した上で、その都度決定 すべき事項であると考えており、一様に開示する旨を会社の根本規則である定款 に規定することは不適当であると考えております。
- ◆ また、提案株主の引用するコーポレートガバナンス・コードの原則5-2は、資本コストの数値やその算定根拠の開示を求めるものではありません。当社としましては、資本コストの数値やその算定根拠を一様に開示すること自体が重要なのではなく、上記コーポレートガバナンス・コードの原則の趣旨を踏まえて、当社が経営上の重要な指標として認識した資本コスト等を勘案した上で策定した中長期的な事業戦略について、その都度必要に応じて株主との対話の中で説明していくことが重要であると認識しております。

第7号議案 自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数1,924,400株、取得価額の総額41億9712万円(ただし、会社法により許容される取得価格の総額(会社法461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

過剰資本の「是正」が当社のキャピタル・アロケーションの喫緊の課題である。日本の株式市場に投資する機関投資家の多くが使用しているブルームバーグ情報端末が示す株主資本コストは直近4月15日時点で12.3%である。一方で、当社の過去10年間の平均ROEは4%に過ぎず、当社の株主価値は毀損され続けてきた。

当社の自己資本比率は2021年12月末現在で78%と高い水準にある。今後も過年度並みの利益規模が継続し、仮に100%の配当性向を続けたとしても、過剰資本と上述したような低リターンのキャッシュなどが温存されたままでは、株主資本コストにROEが劣後する非効率的な資本配分を是正できない。

よって、配当金支払と自社株買いを合わせた総株主還元額の時価総額に 占める割合が、少なくとも12.3%ある株主資本コストに達しなければ、 PBRの1倍割れが継続する可能性が高い。

当社は、2022年3月期に1株当たり80円を株主に配当する見通しである。これは、当社の4月15日時点の時価総額の3.7%に相当する。総株主還元額の時価総額に占める割合が株主資本コストの12.3%に達するためには、時価総額の8.6%に相当する自社株買いが必要となるが、上述のとおり、現預金や保有株式の価値が時価総額の約64%もあるため、自己株式の取得原資は十分過ぎるほどある。そこで、上記(1)に記載のとおり、時価総額の8.6%に相当する、株式総数1,924,400株、取得価格の総額41億9712万円を限度として、当社普通株式を金銭の交付をもって取得することを提案する。

【株主提案(第7号議案)に対する当社取締役会の意見(反対意見)】 当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。反対するに至った理由の 概要は、以下のとおりです。

- ◆ 当社は、当社の資本効率の状況を適時に把握し、経営上の重要な指標として認識する必要があると考えており、自己株式の取得を含む株主還元の強化を重要な施策の一つとして位置づけております。2021年に策定した第3次中期経営計画においても配当政策として株主資本配当率を2.5%以上とする旨を定めて実施している上、自己株式取得についても長期的に総額100億円規模での実施(2020年8月7日の取締役会決議に基づき実施された分を含む)を目標として掲げております。
- ◆ これまでも、当社は、資本効率の向上等を目的として、
 - ・2020年8月7日の取締役会決議に基づく取得株数の総数921,300株、取得価額の総額約19億円の自己株式取得
 - ・2021年8月6日の取締役会決議に基づく取得株数の総数750,000株、取得価額の総額約20億円の自己株式取得

を実施し、2020年8月以降2022年3月末までに取得株数の総数1,671,300株、取得価額の総額約39億円の自己株式取得を実施しております。当社としましては、今後も、株式市場の状況や当社を取り巻く経営環境および投資戦略に要する資金規模等も考慮しつつ、経営上合理的な範囲で継続的な自己株式取得を実施する予定であり、現に、2022年5月12日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」において公表しましたとおり、同日開催の取締役会において取得株数の総数50万株(上限)、取得価額の総額10億円(上限)の自己株式取得に係る事項について決議しております。

- ◆ これに対し、本議案は、単年度で取得株数の総数1,924,400株(当社発行済株式総数の約8%)、取得価額の総額にして約42億円の自己株式取得の実施を提案するものですが、当社株式の流動性に鑑みれば、単年度でかかる規模の自己株式取得を実施することによる株式市場への影響は無視しうるものではなく、かえって、当社株主にとっての利益とならない価格での自己株式取得となる懸念があります。また、取得価額の総額についても、当社は、取締役会において株式市場の状況や当社を取り巻く経営環境および投資戦略に要する資金規模等も考慮した上で、第3次中期経営計画における長期目標として100億円を定めており、かかる目標に従って自己株式取得について計画・実施していくことこそが、当社の中長期的な企業価値向上、ひいては株主の利益に資すると考えております。提案株主がブルームバーグ情報端末が示す株主資本コストに達するためとして機械的に算定した約42億円の規模での自己株式取得は、当社を取り巻く経営環境や投資戦略を何ら考慮しないものであって、当社の中長期的な企業価値向上を顧みないものであると考えております。
- ◆ このように、自己株式取得の実施の是非・規模・タイミングは、当社株式の流動性は勿論、当社の中長期的な企業価値向上に向けた各種施策における規律ある投資と内部留保の必要性の勘案、および継続的な株主還元のバランスの観点から検討・決定されるべきものであり、当社としましては、このような考慮を欠く本議案に係る提案は不適当と考えております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

- (1) 当事業年度の事業の状況
- ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、茲許のウクライナ情勢もあり、需給や物流の混乱による物価上昇に拍車がかかり、また地域により濃淡はあるものの、依然として新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響が根強く残り、先行きの不透明感は拭えない状況です。

日本経済におきましては、原材料価格の上昇や円安の進行に伴い、輸入物価上昇が見られ、また半導体や電子機器部品等の不足が長引き、自動車等の輸出が停滞気味であり、企業業績の不透明感は増しております。更には物価高が家計を圧迫し、個人消費の改善も見通し難い状況です。

このような状況の中、当社グループにおきましては、2021年5月13日に公表した「第3次中期経営計画」に基づき、中長期的な成長戦略の実現に向けた基盤構築を進めつつ、足許ではコロナ禍においても、取引先の生産計画変更等に対応すべく、生産体制の維持を図ってまいりました。

この結果、売上高につきましては、工業品合成樹脂製品関連部門における 挽回生産等に加え、原材料価格高騰分の売価への反映、また円安傾向に伴う 円換算金額の増加もあり、826億97百万円(前期比112.3%)となり、第3 次中期経営計画の初年度目標である810億円を上回りました。

利益面につきましては、原材料価格高騰によりハウスウエア合成樹脂製品 関連部門の収益性が悪化したこと、また半導体等の不足や新型コロナウイル ス感染症拡大により工業品合成樹脂製品関連部門での工場稼働率が乱高下す る等、非効率な生産を余儀なくされたことから、営業利益は19億70百万円 (前期比68.1%)、となり、第3次中期経営計画の初年度目標である34億 円を大きく下回りました。経常利益は為替差損益の改善等もあり、24億30 百万円(前期比83.3%)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前連 結会計年度に計上のあった固定資産売却益および収用補償金が発生しなかっ たこと、また法人税等調整額が増加したこともあり、10億58百万円(前期 比35.2%)となりました。 事業部門別の概況は次のとおりであります。

ハウスウエア合成樹脂製品関連部門につきましては、国内において巣ごもり需要の反動減以降も消費低迷が長く続いており、売上が大きく減少しました。また中国においてEC販売の拡充に取り組みましたが、リアル店舗の落ち込みをカバーしきれず、売上が減少しました。この結果、ハウスウエア合成樹脂製品関連部門の売上高は162億61百万円(前期比88.1%)となりました。

工業品合成樹脂製品関連部門につきましては、中国において総じて新型コロナウイルス感染症の影響が薄れ、生産活動自体が復調したこと、また東南アジアでは、タイにおいて家電関連の挽回生産が多く見られたこと、インドネシアにおいて前期に落ち込んだ車両関連受注の反動増があったこと、更には原材料価格高騰分の売価反映もあり、売上が大きく増加しました。この結果、工業品合成樹脂製品関連部門の売上高は650億46百万円(前期比121.5%)となりました。

また、その他売上高は、ハウスウエア関連商品において、飛沫防止アクリルパーテーションやティッシュボックス等のコロナ関連商材や海外から輸入の「砂利、レンガ、タオル」等の生活関連商材の拡販に取り組んだものの、ハウスウエア合成樹脂製品関連部門と同様、消費低迷の影響もあり、13億90百万円(前期比85.7%)となりました。

事業部門別売上高および生産高

事	業部	門	売 上	高	生	産 高
ハウスウ	エア合成樹	脂製品関連	16,261	百万円	16	,625百万円
工業品合成樹脂製品関連			65,046百万円		62,047百万円	
そ	σ	他	1,390	百万円		_
合		計	82,697	"百万円	78	,672百万円

(注) 生産高は販売価格により算出しております。

② 企業集団の設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、27億12百万円であります。その主なものは、当社の設備投資8億79百万円、TENMA (THAILAND) CO., LTD.の設備投資7億99百万円、TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD.の設備投資5億92百万円、天馬精密注塑(深圳)有限公司の設備投資1億44百万円であります。

これらの投資に関する資金は、全額自己資金をもって充当いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および掲益の状況

X	-	分	第 71 期 2019年3月期	第 72 期 2020年3月期	第 73 期 2021年3月期	第 74 期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売	上	高(百万円)	84,765	85,762	73,639	82,697
経	常利	益(百万円)	3,124	3,600	2,919	2,430
親会する	社株主に る 当 期 純	帰属(百万円) 利益(百万円)	2,252	2,504	3,006	1,058
1 株	当たり当	期純利益(円)	93.31	103.80	127.08	46.61
総	資	産(百万円)	91,961	94,543	92,387	93,984
純	資	産(百万円)	74,730	74,156	72,895	73,197

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を、控除する自己株式に含めております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期の期首から適用しており、第74期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
 - 3. 第71期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

② 当社の財産および損益の状況

	<u> </u>	分	第 71 期 2019年3月期	第 72 期 2020年3月期	第 73 期 2021年3月期	第 74 期 (当期) 2022年3月期
			2019年3月朔	2020年3月朔	2021年3月朔	2022年3万朔
売	上	高(百万円)	23,826	22,708	22,852	20,561
経	常利	益(百万円)	1,289	646	1,996	964
当	期 純 利	益(百万円)	990	264	1,766	456
1 1	朱当たり当期]純利益(円)	41.01	10.93	74.66	20.08
総	資	産(百万円)	63,495	60,106	58,581	54,265
純	資	産(百万円)	57,961	55,138	53,894	50,050

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を、控除する自己株式に含めております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第74 期の期首から適用しており、第74期に係る主要な経営指標等については、当該会計基 準等を適用した後の指標等となっております。
 - 3. 第71期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

(3) 対処すべき課題

今後の世界経済は、ウクライナ情勢が混沌とする中、資源価格の高騰や物流の混乱に収束が見えず、地政学リスクの高まり次第では、経済成長に大幅なブレーキがかかる可能性があります。また新型コロナウイルス感染症も変異を繰り返しており、再拡大により経済活動等への影響が長期化するリスクも内包しております。日本経済におきましては、個人消費拡大に舵を切る一方、為替相場の急変や資源価格の高騰等に端を発した物価変動等もあり、依然として不透明な状況が続く見通しです。

このような状況のもと、第76期(2024年3月期)を最終年度とする3ヶ年の「第3次中期経営計画」において、「百年企業への歩み」をテーマとして「人とプラスチックの調和する豊かな社会」の実現を長期ビジョンとして掲げ、「サステナブル経営の推進」と「成長基盤の構築」を基本方針として活動しております。数値目標としましては、最終年度の連結売上高870億円、連結営業利益42億円、ROE4.6%以上としており、この3ヶ年は当社が目指す長期ビジョンの実現と長期数値目標(2031年3月期)である連結売上高1,100億円、連結営業利益90億円、ROE9%以上、ROIC9%以上の達成に向けた変革期間と位置付けております。この目標達成に向けて、具体的経営戦略である「①人財への取り組み」、「②環境問題への取り組み」、「③ガバナンス強化」、「④DX(デジタルトランスフォーメーション)と自動化の推進」、「⑤技術開発の推進」、「⑥ビジネス領域の拡張」を推し進め、中長期的な視点で企業価値向上に取り組んでおります。

また、2020年5月1日付「再発防止策の策定等に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、海外子会社において認識された不適切な金銭交付の疑いに関して設置した第三者委員会より受領した調査報告書の内容を真摯に受け止め、再発防止策を策定し、ガバナンス体制の強化、リスク管理体制の見直し、その他のコンプライアンスの遵守に向けた取り組みを全社一丸となって実践しております。引続きステークホルダーの皆さまおよび社会からの信頼回復を目指してまいります。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の出資比率	主要な事業内容
PRINCIA C	O., LTD.		2,000 13,000	0千香港 0千米 l		100%	合成樹脂製品の 輸出入および仕 入販売
MEIYANG HO	NG KON	G LIMITED	8,000	1米干C	ドル	100%	資産管理
上海天馬精藝	塑有限公司	5	12,500	7千米	ミル	100%	合成樹脂製品の 製造販売
天馬精密注	塑(深圳)有	限公司	82,350	0千人目	元	100%	合成樹脂製品の 製造販売
天馬精密工	業(中山)有	限公司	24,376	5千米ト	ミル	100%	合成樹脂製品の 製造販売
TENMA VIE	ETNAM (CO., LTD.	35,000	7千米	ドル	100%	合成樹脂製品お よび金型の製造 販売
天馬アセアンホ	ールディング	プス株式会社	490,000	O千円		100%	持株会社
PT. TENMA	10DNI A	NESIA	496,28	1百万/	レピア	99.99%	合成樹脂製品の 製造販売
TENMA (HCM) VIETNAN	CO., LTD.	12,500	1米干C	ドル	100%	合成樹脂製品の 製造販売
TENMA (TH	AILAND) (CO., LTD.	755,000	0千タイ	イバーツ	100%	合成樹脂製品の 製造販売
株式会社タイ	クミック		50,000	0千円		100%	合成樹脂製品等 に係る試作品の 製造販売
天馬皇冠精密	工業(蘇州)有限公司	85,000	0千人目	元	100%	合成樹脂製品の 製造販売
PT. TENMA CI	KARANG II	NDONESIA	84,728	8百万ノ	レピア	99.99%	合成樹脂製品の 製造販売

- (注) 1. 当社は天馬アセアンホールディングス株式会社を通じて間接的にPT. TENMA INDONESIA、TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD.、TENMA (THAILAND) CO., LTD.、株式会社タクミック、PT. TENMA CIKARANG INDONESIAに出資しております。
 - 2. 天馬精密工業(中山)有限公司、TENMA VIETNAM CO., LTD.、PT. TENMA INDONESIAおよびTENMA (THAILAND) CO., LTD.は特定子会社に該当しております。
 - 3. 天馬皇冠精密工業(蘇州)有限公司は現在清算中であります。

(5) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在) 当社グループは、プラスチック射出成形品の製造販売を主な事業としており ます。

事業部門および事業部門別の主要製品は、次のとおりであります。

事業部門	主 要 製 品
ハ ウ ス ウ エ ア 合 成 樹 脂 製 品 関 連	インテリア用品、バス・洗面・トイレタリー用品、キッチン用品、洗濯用品、クリーン用品、ワイヤー用品、レジャー用品、ベビー用品、DIY用品等家庭日用品全般
工業品 合成樹脂製品関連	OA電子機器部品、家電機器部品、自動車外装・内装部 品、自動車機能部品、各種コンテナー、大型容器類、パ レット、住設建材等
そ の 他	各種商品販売等

(**6**) **主要な事業所**(2022年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都北区赤羽一丁目63番6号
支店	東京支店(東京都北区)、大阪支店(大阪府大阪市)
営業所	仙台営業所(宮城県仙台市)、福岡営業所(福岡県福岡市)
工場	弘前工場(青森県弘前市)、八戸工場(青森県八戸市)、新白河工場(福島県白河市)、野田工場(千葉県野田市)、滋賀工場(滋賀県甲賀市)、山口工場(山口県山陽小野田市)

② 子会社

会 社 名	所 在 地				
PRINCIA CO., LTD.	中国香港				
MEIYANG HONG KONG LIMITED	中国香港				
上海天馬精塑有限公司	中国上海市				
天馬精密注塑(深圳)有限公司	中国広東省深圳市				
天馬精密工業(中山)有限公司	中国広東省中山市				
TENMA VIETNAM CO., LTD.	ベトナム バクニン省				
天馬アセアンホールディングス株式会社	東京都北区				
PT. TENMA INDONESIA	インドネシア ブカシ市				
TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ドンナイ省				
TENMA (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨーン県				
株式会社タクミック	神奈川県相模原市				
天馬皇冠精密工業(蘇州)有限公司	中国江蘇省蘇州市				
PT. TENMA CIKARANG INDONESIA	インドネシア ブカシ市				

(7) 従業員の状況(2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
7,	817名(1,973名)		282名増(269名増)

- (注) 従業員数は就業員数であり、派遣社員を含む臨時従業員数は()内に期中平均人員を 外数で記載しております。
 - ② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	龄	平	均 勤	続	年	数
	648名	3 (22	26名)	7名増(14名減)		40歳1	10ヵ月]		18年	1ヵ	月	

- (注) 従業員数は就業員数であり、派遣社員を含む臨時従業員数は()内に期中平均人員を 外数で記載しております。
- (8) **主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在) 該当事項はありません。
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況(2022年3月31日現在)

発行可能株式総数 77,153,900株
 発行済株式の総数 25,313,026株

③ 株主数

5,852名

④ 大株主 (上位10名)

株	名	持 株 数	持株比率
株式会社カネダ	興 産	2,924千株	13.16%
有限会社ビー・ケー・ファイ	ナンス	2,420	10.89
株式会社ツカサ・エンタープ	ライズ	1,978	8.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社((信託口)	1,933	8.70
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY A	ACCOUNT	916	4.12
金田保	_	759	3.42
司	治	754	3.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPAN	Y 505103	674	3.03
F H L ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株	式 会 社	586	2.64
STATE STREET BANK AND TRUST COMPAN	Y 505303	563	2.53

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社は自己株3,092,079株を所有しておりますが、上記大株主には含めておりません。なお、「役員向け株式交付信託」に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式33,997株は自己株式には含めておりません。
 - 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 - 4. 2019年8月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)においてダルトン・インベストメンツ・エルエルシーが2019年8月9日現在で3,535千株を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。なお、当社として実質所有株式数の確認ができたものではありませんが、同社は当事業年度において主要株主であります。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社(こおける	る地位	B	Ē	3	名	担当および重要な兼職の状況
代表	取締役	社長	廣	野	裕	彦	当社指名・報酬委員会委員 当社営業本部長 天馬アセアンホールディングス株式会社代表取締役社長
取	締	役	永	井	勇	_	当社生産本部長兼生産管理部長
取	締	役	則	武		勝	当社総務・財務経理担当兼総務部長
取	締	役	星		健	_	当社海外生産本部長
取	締	役	林		史	朗	ダルトン・アドバイザリー株式会社代表取締役
取	締	役	倉	橋	博	文	当社指名・報酬委員会委員 弁護士法人ほくと総合法律事務所パートナー 楽天生命保険株式会社社外監査役 エナジーシェアーズ株式会社社外取締役
取	締	役	松	Ш		司	当社指名・報酬委員会委員長 松山公認会計士事務所代表者(公認会計士・税理士) あすなろ監査法人代表社員 ぷらっとホーム株式会社社外監査役 株式会社ジー・スリーホールディングス社外取 締役(監査等委員) 株式会社グッドコムアセット社外取締役 FRACTALE株式会社社外取締役(監査等委員)
取(常勤	締 かいこう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	 役 委員)	原		和	彦	
取(監	締 査等委	役 員)	菅		弘	_	虎ノ門第一法律事務所弁護士
取 (監	締査等委	役 員)	後	藤	博	孝	株式会社タッチアップ代表取締役
取(監	締 査等委	役 員)	西	⊞	弥	代	隼あすか法律事務所パートナー 株式会社エクストリーム社外監査役 株式会社ギガプライズ社外監査役 株式会社property technologies社外監査役 株式会社BRICK's社外取締役

- (注) 1. 取締役 林史朗氏は非常勤の非業務執行取締役等である取締役であります。
 - 2. 取締役 倉橋博文氏、松山昌司氏および取締役(監査等委員) 菅弘一氏、後藤博孝氏、 西田弥代氏は社外取締役であります。
 - 3. 取締役 林史朗氏は、金融の専門家および投資家としての豊富な経験や専門知識を有しております。
 - 4. 取締役 倉橋博文氏は、企業法務の専門家および弁護士としての豊富な経験や専門的知識を有しております。

- 5. 取締役 松山昌司氏は、内部統制を含む企業会計の専門家および公認会計士としての豊富な経験や専門的知識を有しております。
- 6. 取締役(監査等委員) 菅弘一氏は、検事および弁護士としての抱負な経験と高い見識を有しております。
- 7. 取締役(監査等委員)後藤博孝氏は、1991年から2007年までの当社における勤務経験を通じ、当社の事業全般に関する豊富な知識経験を有しております。
- 8. 取締役(監査等委員) 西田弥代氏は、企業法務、労働法務に精通した弁護士であり、 企業不祥事に関する調査委員会の委員の経歴を有しております。
- 9. 当社は、常勤監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席すること等により、業務執行取締役の職務執行を常時監督する体制を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
- 10. 当社と非業務執行取締役である林史朗氏および各社外取締役は、会社法第427条第1項の 規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としてお ります。
- 11. 当社は、取締役廣野裕彦氏、永井勇一氏、則武勝氏、星健一氏、林史朗氏、倉橋博文 氏、松山昌司氏、取締役(監査等委員)原和彦氏、菅弘一氏、後藤博孝氏および西田 弥代氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第 1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償すること としております。ただし法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して 生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。
- 12. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で2022年1月に締結しております。これにより役員等がその職務の遂行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償請求金および争訟費用等(但し保険契約上で定められた免責事由を除く)を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社および国内外の子会社の取締役および執行役員となります。
- 13 林史朗氏は2022年6月23日開催予定の第74回定時株主総会終結の時をもって任期満了により非業務執行取締役を退任予定であります。
- 14. 菅弘一氏は2022年6月23日開催予定の第74回定時株主総会終結の時をもって任期満 了により取締役(監査等委員)を退任予定であります。

② 取締役の報酬等の総額

		支給人員	報酬等の種	重類別総額	報酬等の総額
\boxtimes	分	(名)	基本報酬額 (百万円)	株式報酬額 (百万円)	(百万円)
監査等委員で		7	111	13	124
(うち社タ		(2)	(16)	(—)	(16)
監査等委員で		6	37	0	37
(うち社タ		(5)	(24)	(-)	(24)
合	計	1 3	148	13	161
(うち社タ	ト取締役)	(7)	(40)	(-)	(40)

- (注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役2名(うち社外取締役は2名)を含んでおります。
 - 2. 2019年6月27日開催の第71回定時株主総会において監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額300百万円以内(ただし、使用人分給与および株式報酬等の額は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は6名(うち社外取締役は0名)です。また、監査等委員でない取締役については、上記報酬限度額とは別枠で、2017年6月27日開催の第69回定時株主総会において、信託期間4年間で金400百万円を上限とし、1事業年度当たり85,000ポイントを上限とする役員向け株式交付信託に係る株式報酬制度を決議いただいております。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名(うち社外取締役は0名)です。

また、2021年5月20日開催の取締役会において、本株式報酬制度について信託期間を1年間延長する決議をいたしました。

当該取締役会時点の監査等委員でない取締役の員数は7名(うち社外取締役は2名、 非常勤・非業務執行取締役は1名)です。

- 3. 2015年6月26日開催の第67回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名(うち社外取締役は3名)です。
- 4. 株式報酬額の内容は、取締役会が定めた株式交付規程に従い、毎年所定の日に各取締役の役位に応じたポイントを付与し、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて、原則、取締役の退任時までに付与された累積ポイント数に応じて、当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭が交付されるものであり、上記の株式報酬は、当事業年度に係る役員向け株式交付信託としての株式報酬費用として計上した金額となります。

③ 監査等委員でない取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社取締役会は、過半数の独立社外取締役によって構成される任意の指名・報酬委員会による提案を踏まえて、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の決定方針を決定しており、その概要は以下のとおりです。また、当該方針の決議後に決定された監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会において当該方針に沿うものであることを確認した上で、取締役会において決定しておりますので、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

イ. 監査等委員でない取締役(社外取締役および非業務執行取締役を除く。) の報酬等

監査等委員でない取締役(社外取締役および非業務執行取締役を除く。) の報酬等は、次に掲げる「基本報酬(現金報酬)」および「株式報酬(自 社株報酬) | により構成されます。

個人別の報酬等における「基本報酬(現金報酬)」および「株式報酬(自 社株報酬)」の割合は、各人の報酬等が全体として適切なインセンティブ として機能するように決定します。

個人別の報酬等の内容の決定の全部は、株主総会決議でご承認を得た範囲内で、取締役会から諮問を受けた任意の指名・報酬委員会(構成員の過半数が独立社外役員)において作成した原案を取締役会に答申し、取締役会が審議の上で決定します。

- (イ) 基本報酬(現金報酬)
 - 固定の金銭報酬として、前期の業績や各取締役の職責・貢献等を総合的に勘案して決定した支給額を毎月支給します。
- (ロ)株式報酬(自社株報酬) 取締役会が定めた株式交付規程に従い、毎年所定の日に各取締役の役位 に応じたポイントを付与し、当社が金銭を拠出することにより設定する 信託を通じて、原則、取締役の退任時までに付与された累積ポイント数 に応じて、当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭が交付さ れるものとします。
- □. 監査等委員でない社外取締役および非業務執行取締役の報酬等 監査等委員でない社外取締役および非業務執行取締役の報酬等は、その職責に鑑みて、「基本報酬(現金報酬)」のみで構成されます。固定の金銭報酬として、前期の業績や各取締役の職責・貢献等を総合的に勘案して決定した支給額を毎月支給します。

個人別の報酬等の内容の決定の全部は、株主総会決議でご承認を得た範囲内で、取締役会から諮問を受けた任意の指名・報酬委員会(構成員の過半数が独立社外役員)において作成した原案を取締役会に答申し、取締役会において審議の上で決定します。

(注) 本総会において第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) に対する株式報酬制度の一部変更および継続の件が承認可決されましたら、監査等委員でない取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等を変更する予定としております。

④ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係 取締役 倉橋博文氏は、弁護士法人ほくと総合法律事務所のパートナー、 楽天生命保険株式会社の社外監査役およびエナジーシェアーズ株式会社の 社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありませ か。

取締役 松山昌司氏は、松山公認会計士事務所の代表者(公認会計士・税理士)、あすなろ監査法人の代表社員、ぷらっとホーム株式会社の社外監査役、株式会社ジー・スリーホールディングス株式会社の社外取締役(監査等委員)、株式会社グッドコムアセットの社外取締役およびFRACTALE株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役(監査等委員)菅弘一氏は、虎ノ門第一法律事務所に所属する弁護 士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役(監査等委員)後藤博孝氏は、株式会社タッチアップの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役(監査等委員)西田弥代氏は、隼あすか法律事務所のパートナー、株式会社エクストリームの社外監査役、株式会社ギガプライズの社外監査役、株式会社property technologiesの社外監査役および株式会社 BRICK'sの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況等
社外取締役倉橋博文	当事業年度に開催された取締役会23回のうちすべてに出席いたしました。 しました。 企業法務の専門家および弁護士の立場から適宜必要な発言を行っております。また、2021年4月23日以降、当社指名・報酬委員会の委員を務めております。
社外取締役松 山昌 司	当事業年度に開催された取締役会23回のうちすべてに出席いたしました。 内部統制を含む企業会計の専門家および公認会計士の立場から 適宜必要な発言を行っております。また、2020年11月6日以 降、当社指名・報酬委員会の委員長を務めております。
社外取締役(監査等委員) 菅 弘 —	当事業年度に開催された取締役会23回のうち20回、監査等委員会16回のうちすべてに出席いたしました。 元検事および弁護士としての立場から適宜必要な発言を行っております。また、2020年11月6日から2021年4月19日までの間、当社指名・報酬委員会の委員を務めておりました。
社外取締役(監査等委員) 後 藤 博 孝	2021年6月29日の就任以降に開催された取締役会16回のうちすべて、監査等委員会11回のうちすべてに出席いたしました。1991年から2007年までの当社における勤務経験を通じ、当社の事業全般に関する豊富な知識経験から適宜必要な発言を行っております。
社外取締役(監査等委員) 西 田 弥 代	2021年6月29日の就任以降に開催された取締役会16回のうちすべて、監査等委員会11回のうちすべてに出席いたしました。企業法務、労働法務に精通した弁護士であり、企業不祥事に関する調査委員会の委員の経歴から適宜必要な発言を行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき 取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人 ハイビスカス

② 報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	47

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しており ます。
 - 2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち11社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査 法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の計算関係書 類の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査等委員会は、 監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としております。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と 認められる等、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査等委 員会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決 定する方針としております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社が、「内部統制の基本方針」について取締役会において決議したその概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および子会社の役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社および子会社の役職員は、法令および社内規程で定めた職務権限および意思決定ルールに従い職務の執行を行うものとする。また、法令、社内規程等を遵守した行動をとるための行動基準として定めた「コンプライアンスマニュアル」に従って行動するものとする。
 - ロ. 当社においては、社内規程に基づくグループ会社の一体管理を行うととも に財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。
 - ハ. 当社および子会社は、社会の一員として、市民社会の秩序や安全に脅威を 与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で対応する。
 - 二. 上記の実施状況を検証するため内部監査部はグループの内部監査を実施 し、その結果をリスク管理委員会および監査等委員会へ報告し、必要に応じ て改善策実施の助言、支援を行う。
- ② 当社は、当社海外子会社において認識された不適切な金銭交付の疑いについて2019年12月2日付で第三者委員会を設置し、2020年3月13日付で第三者委員会から受領した調査報告書においては、当社の海外子会社において税務調査等に関連して外国公務員に対する複数の金銭交付あるいはその疑いのある行為が行われていた旨の調査結果が報告されました(第三者委員会の調査報告書(公表版)については、2020年4月2日付にて公表しております)。当社は、第三者委員会による再発防止についての提言等を踏まえ、2020年5月1日付で当社における関係者の処分および再発防止策を公表いたしました。

今後、ステークホルダーの皆様および社会からの信頼回復を目指し、全社 一丸となって再発防止の実行に着実に取り組み、再発防止策をふまえた、内 部統制システムの改善を進めてまいります。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 社内規程としてグループ全体に適用されるリスク管理規程を定め、事業に係るリスクや法令遵守、品質、環境、情報セキュリティー等に係るリスクは、それぞれの部署において把握し、損失の防止に備えるものとする。
- ④ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社および子会社の取締役等は、各社および各部の年度予算を策定し、各担当部署長はこれに基づく業務計画を展開するとともに各種会議を通じての進捗管理を行う。
- ⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 取締役はその職務の執行に係る文書その他の情報については、法令および社 内規程に従い適切に保存および管理を行うものとする。

- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 子会社権限規程を定めており、子会社の取締役等はそれに従い当社に同意を 求め、または報告するものとする。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに 当該補助者の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性およ び当該補助者に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項 監査等委員会は内部監査部に内部監査結果の報告を求めるほか必要に応じて 調査を指示できるものとする。この指示を受けた社員は、もっぱら監査等委員 会の指揮命令に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、各部署長 の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制ならびに子会社の 役職員またはこれらの者から報告を受けた者が、当社監査等委員会に報告す るための体制

当社および子会社の役職員は、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をする。

また、子会社の役職員は、業務または財務の状況に重大な影響を及ぼす情報を知り得たときは、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員に報告することとしている。

⑨ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会または監査等

破神技(無直守安員とめる政神技を除て。)は、無直守安員会または無直守 委員会が指名した監査等委員に報告した者に対して、そのことを理由に人事処 遇等において不利な扱いを行わない。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

会社は、監査等委員または監査等委員会が監査の実施のため所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

① その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査等委員と社長は定期的に意見交換を行う。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、業務の適正を確保するための運用状況の主なものは、以下のとおりであります。

- ① 取締役会を23回(ほか書面決議3回)開催し、資本政策および予算の策定等 重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ② 監査等委員は、重要な社内会議への出席等を通じ、取締役および執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行いました。また、監査等委員会は、内部監査部が行った監査の報告を受けることで、情報共有および十分な連携を確保しています。
- ③ 当社グループ役職員に向けてコンプライアンスの重要性に関するメッセージ を発信するとともに、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。
- ④ 財務報告の適正性と信頼性確保のため、内部統制の整備、運用および評価の ための計画を決定するとともに、当社グループ全体の内部統制の有効性に係る 評価を実施しました。
- ⑤ 代表取締役社長の責任のもと、当社およびその子会社における当社役職員についての法令等に違反する行為等に関する内部通報への適正な対応の仕組みを定める内部通報規程を制定し、法令等違反行為の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営を実践しています。

(注) 記載金額は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	55,155,769	流動負債	14,836,609
現金及び預金	27,364,663	支払手形及び買掛金	9,478,595
■ 受取手形及び売掛金	17,104,604	未払法人税等	372,621
 商品及び製品	3,474,046	賞 与 引 当 金	826,783
上 住 掛 品	711,353	租税関連費用引当金	128,895
	,	関係会社整理損失引当金	6,844
原材料及び貯蔵品	4,802,790	その他	4,022,871
そ の 他	1,700,291	固定負債	5,950,804
貸倒引当金	△1,979	長期未払金	22,531
固定資産	38,828,616	役員株式給付引当金	62,118
 有形固定資産	29,201,324	退職給付に係る負債	318,787
建物及び構築物	13,368,387	リース債務 資産除去債務	3,146,876 522,367
機械装置及び運搬具	8,585,269	具 座 际 云 頂 伤 繰 延 税 金 負 債	1,812,871
土地	2,480,578	事業構造改善引当金	65,254
		負債合計	20,787,413
使用権資産	3,153,764		の 部
建設仮勘定	844,693	株主資本	68,086,815
そ の 他	768,633	資 本 金	19,225,350
無形固定資産	2,595,040	資本剰余金	14,856,522
そ の 他	2,595,040	利益剰余金	39,596,800
投資その他の資産	7,032,253	自 己 株 式	△5,591,856
】 投資有価証券	4,032,851	その他の包括利益累計額	5,110,083
退職給付に係る資産	2,214,175	その他有価証券評価差額金	996,970
		為替換算調整勘定	3,328,466
操延税金資産	141,179	退職給付に係る調整累計額	784,648
そ の 他	650,950	非支配株主持分	74
貸 倒 引 当 金	△6,903	純 資 産 合 計	73,196,972
資産合計	93,984,385	負債純資産合計	93,984,385

連結損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

科				金	額
	Ŀ	高			82,696,820
売 上	原	価			69,607,791
売 上	総	利	益		13,089,029
販売費及び	一般管理	浬 費			11,118,731
営業	Ě	利	益		1,970,297
	外 収	益			
	取	利	息	131,018	
受 取	配		金	127,853	
	による		益	31,168	
1	替	差	益	167,100	
そ	の		他	148,769	605,908
i	科 費	用			
	払		息	115,658	
そ	の		他	30,257	145,916
	-		益		2,430,289
特 別	利	益			
	資 産		益	30,627	
			額	918	31,546
特 別	損	失			
固定	資 産		損	2,572	
	資 産		損	26,141	
1		染症関連損	- 1	92,424	
関 係 会			損	37,566	158,703
税金等調	整前当	期純利	益		2,303,132
法人税、位			税	789,471	
法 人 税			額	455,452	1,244,923
当期	純	利	益		1,058,209
非支配株主に					3
親会社株主に	帰属する	当期純利	益		1,058,206

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	19,225,350	17,531,538	40,388,885	△5,871,390	71,274,383
会計方針の変更による累 積 的 影 響 額			△9,490		△9,490
会計方針の変更を反映した 当期首残高	19,225,350	17,531,538	40,379,395	△5,871,390	71,264,893
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,840,801		△1,840,801
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,058,206		1,058,206
自己株式の取得				△2,395,483	△2,395,483
自己株式の消却		△2,675,016		2,675,016	_
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	_	△2,675,016	△782,596	279,533	△3,178,078
当連結会計年度末残高	19,225,350	14,856,522	39,596,800	△5,591,856	68,086,815

	そ	の他の包扌	舌利益累計	- 額			
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計	
当連結会計年度期首残高	1,050,488	△197,145	767,677	1,621,020	64	72,895,467	
会計方針の変更による累 積 的 影 響 額						△9,490	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,050,488	△197,145	767,677	1,621,020	64	72,885,977	
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当				_		△1,840,801	
親会社株主に帰属する 当期 純 利 益				_		1,058,206	
自己株式の取得				_		△2,395,483	
自己株式の消却				_		_	
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△53,519	3,525,611	16,971	3,489,063	10	3,489,074	
当連結会計年度変動額合計	△53,519	3,525,611	16,971	3,489,063	10	310,995	
当連結会計年度末残高	996,970	3,328,466	784,648	5,110,083	74	73,196,972	

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数 13社

連結子会社は、PRINCIA CO., LTD.、MEIYANG HONG KONG LIMITED、上海天馬精 塑有限公司、天馬精密注塑(深圳)有限公司、天馬精密工業(中山)有限公司、TENMA VIETNAM CO., LTD.、天馬アセアンホールディングス株式会社、PT. TENMA INDONESIA、TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD.、TENMA (THAILAND) CO., LTD.、株式会社タクミック、天馬皇冠精密工業(蘇州)有限公司およびPT. TENMA CIKARANG INDONESIAの13社であります。

なお、天馬皇冠精密工業(蘇州)有限公司は現在清算中であります。

- ② 非連結子会社の数 2社 非連結子会社は、株式会社 T QおよびPT. TENMA INDONESIA TRADINGであります。 なお、株式会社 T Q は現在清算中であります。
- ③ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う 額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及 ぼしていないため、連結の範囲より除外しております。
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した会社数 1社持分法を適用した会社は、PT. DaikyoNishikawa Tenma Indonesiaであります。
 - ② 持分法を適用していない会社 持分法を適用していない会社(株式会社TQ、スピンシェル株式会社およびPT. TENMA INDONESIA TRADING)は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金 (持分に見合う額)等からみて、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、か つ、全体としても重要性がないため、投資勘定については持分法を適用せず、原価法によ り評価しております。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は12月31日であります。 連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。 ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準および評価方法
 - イ. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない: 時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法によ 株式等以外の り処理しております。また、売却原価は総平均法により算定

もの しております。)

市場価格のない: 総平均法による原価法によっております。 株式等

口. 棚卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

a 商品・製品・仕掛品・原材料

主として移動平均法

b 貯蔵品

主として先入先出法

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産

当社は定率法、連結子会社は主として定額法を採用しております。

ただし、当社は、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)な らびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法 を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 ―― 3年~50年

機械装置及び運搬具 ―― 4年~12年

また、当社は、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産について、償却可能限 度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

口. 無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内に おける見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金

債権の回収不能額に対処するため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特 定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

口. 當与引当金

従業員嘗与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担分を計上し ております。

八. 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社取締役等への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年 度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

二. 和税関連費用引当金

一部の在外子会社における、間接税の本税、加算税、延滞税等の租税関連費用の支出 に備えるため、発生可能性を勘察して見積り計算した金額を計上しております。

木. 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う損失に備えるため、将来の損失見込み額を計上しております。

へ. 事業構造改善引当金

当社の事業構造改善に伴い発生する費用および損失に備えるため、その発生の見込み額を計上しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属 させる方法については、給付算定式基準によっております。

口. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、売上割引について、従来は営業外費用として処理しておりましたが、売上値 引戻高として売上高から控除する方法に変更しております。また目標達成リベートについ て、従来は金額確定時に売上高から控除しておりましたが、変動対価に関する不確実性がそ の後に解消される際に、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲 でのみ、取引価格に反映する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首に利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高および営業利益が102,899千円減少し、経常利益、税金等調整前当期純利益および当期純利益はそれぞれ33,105千円減少しております。また、利益剰余金の期首残高は9.490千円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 29,201,324千円 無形固定資産 2,595,040千円

② 識別した項目に係る会計上の重要な見積もりの内容に関する情報

当社グループでは固定資産の減損について、管理会計上の区分等を基準として資産のグルーピングを行っております。減損の兆候は、営業活動から生ずる損益の継続的なマイナス、著しい陳腐化等の機能的減価に加え、市場環境の著しい悪化、経営環境の著しい悪化等の観点から把握を行っております。

減損の兆候が把握された場合には、予算等を基礎として、将来に獲得しうるキャッシュ・フローを見積もり、減損損失の認識の判定を実施します。また、減損損失の測定を行う場合には、割引率等について一定の仮定を設定します。

これらの見積もりは、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積もりと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度において、一部の資産グループに減損の兆候を識別しているものの、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しておりません。

(2)繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 141,179千円 繰延税金負債 1.812.871千円

連結貸借対照表には、同一納税主体間の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を計上しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、予算等に基づく課税所得の発生時期および金額によって 見積っており、回収可能と認められない金額については評価性引当額を計上しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度 以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

50,955,243千円

(2) 偶発債務

当社は、2020年3月13日付にて第三者委員会から調査報告書を受領し、当社の海外子会社において税務調査等に関連して外国公務員に対する複数の金銭交付あるいはその疑いのある行為が行われていた旨の調査結果が報告されました(調査報告書(公表版)については2020年4月2日付にて公表しております)。当社としては、ステークホルダーの皆様および社会からの信頼回復を目指し、全社一丸となって2020年5月1日付にて公表しました再発防止に取り組んでおります。当該事案に関して、今後、当社に制裁金が科されるおそれがありますが、関連する法的手段は多くの不確実性および複雑な要素を含んでおり、現時点でその影響額を合理的に見積もることは困難であるため、計算書類には反映しておりません。

6. 連結損益計算書に関する注記

新型コロナウイルス感染症関連損失

当社グループの一部の拠点において、各国政府からの感染拡大抑制の指示に従い工場の稼働を停止した期間の固定費(人件費、減価償却費等)を、新型コロナウイルス感染症関連損失として特別損失に計上しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	26,813,026		1,500,000	25,313,026

(2) 自己株式の数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
l	普通株式 (株)	3,696,769	929,307		3,126,076

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式 33.997株が含まれております。
 - 2. 自己株式数の増加929,307株は、自己株式の購入による取得929,100株および単元 未満株式の買取りによる増加207株であります。自己株式数の減少1,500,000株は、 自己株式の消却によるものであります。
- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	
2021年6月29日 定時株主総会	当事株式	926,010	40	2021年3月31日	2021年 6月30日	
2021年11月5日取締役会	普通株式	914,791	40	2021年9月30日	2021年12月10日	

- (注) 1. 2021年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1,360千円が含まれております。
 - 2. 2021年11月5日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1.360千円が含まれております。
 - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定 時 株 主 総 会	 	利益剰余金	933,280	42	2022年3月31日	2022年6月24日

- (注) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1,428千円が含まれております。
- (4) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等、安全性の高い金融資産に限定して運用し、資金調達については手元の現預金で賄う方針です。投資有価証券は、昨今の金融不安に鑑み抑制的に運用し、デリバティブ取引は、基本的に行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該 リスクについては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残 高管理を厳格に行うとともに、取引先の信用調査を年1回以上定期的に実施しておりま す。

貸付金は基本的には行わない方針としていますが、営業政策上やむを得ない場合に限って例外的に許容することがあります。貸付金は貸付先の信用リスクに晒されております。貸付先の信用調査を年1回以上定期的に実施し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期 把握と適切な対応を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、その時価の動きを日々把握・管理し、取締役会に定期的に報告しております。営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日で流動性リスクに晒されております。当該リスクについては、月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。なお、借入金は長短を問わずありません。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価は、ほとんどが市場価格に基づく価額でありますが、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	3,477,120	3,477,120	_
資 産 計	3,477,120	3,477,120	_

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項 投資有価証券

これらは全て株式であり、そのほとんどの時価は証券取引所の市場価格によっておりますが、市場価格がない場合には合理的に算定された価額によっております。

2. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	
非上場株式	555,731	
投資事業有限責任組合出資金	49,949	

これらについては、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場におい

て形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相

場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイ ンプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベル に時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

22/020112 (1-7)30.07						
区分		時価(千円)				
		レベル1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価	証券					
その他有価	証券					
株	式	3,477,120	_	_	3,477,120	
資 産 🗄	†	3,477,120	_	_	3,477,120	

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	合成樹脂製品 関連事業	その他(注)	合計
日本	20,706,255	_	20,706,255
中国	21,395,749	_	21,395,749
東南アジア	40,565,858	_	40,565,858
顧客との契約から生じる収益	82,667,862	_	82,667,862
その他の収益	_	28,958	28,958
外部顧客への売上高	82,667,862	28,958	82,696,820

- (注) 「その他」は、不動産賃貸業であります。
- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 - 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 「(5)重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

3,299 円10銭

(2) 1株当たり当期純利益

46 円61銭

(注) 1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を当連結会計年度末および期中平均株式数の計算において、控除する自己株式(当連結会計年度末33,997株、期中平均株式数33,997株)に含めております。

(注) 記載金額は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資産の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
运 	17.044.276	流動負債	3,440,616
流 動 資 産	17,944,276 6,677,775	支 払 手 形	111,750
現金及び預金 受取手形	345,649	電子記録債務	314,874
	870,481	買 掛 金	1,411,543
電子記録債権	4,861,666	未 払 金	68,860
のおび製品	1,697,234	未 払 費 用	888,481
	144,573	未払法人税等	98,496
原材料及び貯蔵品	1,658,079	未払消費税等	27,424
前渡金	256,969	前 受 金	1,068
前払費用	108,354	預 り 金	86,686
未収収益	19	賞 与 引 当 金	341,973
未収入金	1.145.397	設備関係支払手形	1,210
営業未収入金	123,948	そ の 他	88,249
その他	55,331	固定負債	773,835
貸 倒 引 当 金	△1,200	長期 未払金	22,531
固定資産	36,320,348	資産除去債務	77,533
有形固定資産	9,197,993	役員株式給付引当金	62,118
建物	5,853,853	事業構造改善引当金	65,254
構築物	339,393	繰延税金負債	546,398
機 械 及 び 装 置	1,208,450	負 債 合 計	4,214,451
車 両 運 搬 具	15,664	純 資 産	の部
工具、器具及び備品	192,440	株主資本	49,053,203
土地地	1,528,492	資 本 金	19,225,350
建設仮勘定	59,701	資本剰余金	14,856,522
無形固定資産	997,555	資本準備金	4,924,500
世	937,060	その他資本剰余金	9,932,022
ソフトウェア そ の 他	15,019 45,476	利益剰余金	20,563,188
投資その他の資産	26,124,799	利益準備金	637,879
投資での他の負性 投資 有価証券	3,477,120	その他利益剰余金	19,925,309
関係会社株式	12,701,801	退職給与積立金	300,000
	50,189	研究開発積立金	300,000
関係会社出資金	8,722,646	固定資産圧縮積立金	203,885
長期貸付金	2,655	別途積立金	11,000,000
長期前払費用	19,333	繰越利益剰余金	8,121,424
前払年金費用	1,083,559	自己株式	△5,591,856
そ の 他	70,197	評価・換算差額等	996,970
算 倒 引 当 金	△2,700	その他有価証券評価差額金	996,970
	,	純資産合計	50,050,173
資産合計	54,264,623	負債純資産合計	54,264,623

損 益 計 算 書 (2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

	科				金	額
売	ا	Ł	高			20,561,272
売	上	原	価			14,514,849
売	上	総	利	益		6,046,423
販売	売費及び	一般管	理 費			6,624,111
営	第	É	損	失		△577,687
営	業	ト 収	益			
	受	取	利	息	376	
	受 取	配	当	金	1,515,233	
	そ	の		他	44,408	1,560,017
営	業	人 費	用			
	為	替	差	損	2,708	
	そ	の		他	15,132	17,840
経	: Ä	Ś	利	益		964,490
特	別	利	益			
	固定	資 産	売 却	益	16,764	
	事業構造	改善引	当金戻	入額	918	17,683
特	別	損	失			
	固定	資 産	売 却	損	2,091	
	固定	資 産	除却	損	23,097	
	関 係 会	社 出 資	金評値	損	37,566	62,755
税	引 前	当 期	純 利	益		919,418
法。	人税、付	主民税力	及び事業	業 税	98,020	
法	人 税	等	調整	額	365,581	463,601
当	期	純	利	益		455,817

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

			株	主	資	本		
		資 本	剰	余 金	利	益乗	1 余	金
	資本金	資本	その他資本	資 本	利 益	その	他利益剰:	余金
	貝 平 亚	準備金		資本金計	利 益 準 備 金	退職給与	研究開発	固定資産
		NO ME	剰余金	숨 計	- MI ME	積 立 金	積 立 金	圧縮積立金
当事業年度期首残高	19,225,350	4,924,500	12,607,038	17,531,538	637,879	300,000	300,000	210,618
会計方針の変更によ								
る累積的影響額								
会計方針の変更を反	19,225,350	4,924,500	12,607,038	17,531,538	637,879	300,000	300,000	210,618
映した当期首残高	15,225,550	4,324,300	12,007,030	17,551,550	037,073	300,000	300,000	210,010
当 期 変 動 額								
固定資産圧縮積立金の取崩								△6,733
積立金の取崩								40,733
剰余金の配当				_				
当期純利益				_				
自己株式の消却			△2,675,016	△2,675,016				
自己株式の取得								
株主資本以外の								
項目の当期				_				
変 動 額 (純 額)								
当期変動額合計	-	_	△2,675,016	△2,675,016	-	-	_	△6,733
当事業年度期末残高	19,225,350	4,924,500	9,932,022	14,856,522	637,879	300,000	300,000	203,885

	株主		資 本		評価・換算差額等			
	利 益	剰	余 金		#+ -> -> -	その他	評価・換算	純資産
	その他利益剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	月 Ⅲ 証 芬 ┃ 辛茄	計画・投昇 差額等合計	·屏 合 計 ·計
	別途積立金	繰越利益剰余金	合 計		D 01	評価差額金	200	
当事業年度期首残高	11,000,000	9,509,165	21,957,662	△5,871,390	52,843,160	1,050,488	1,050,488	53,893,649
会計方針の変更によ る 累 積 的 影 響 額		△9,490	△9,490		△9,490			△9,490
会計方針の変更を反 映した当期首残高	11,000,000	9,499,675	21,948,172	△5,871,390	52,833,670	1,050,488	1,050,488	53,884,159
当 期 変 動 額								
固定資産圧縮積立金の取崩		6,733	_		_		_	_
剰余金の配当		△1,840,801	△1,840,801		△1,840,801		_	△1,840,801
当期純利益		455,817	455,817		455,817		_	455,817
自己株式の消却			_	2,675,016	-		_	-
自己株式の取得			_	△2,395,483	△2,395,483		_	△2,395,483
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)			_		_	△53,519	△53,519	△53,519
当期変動額合計	_	△1,378,252	△1,384,984	279,533	△3,780,467	△53,519	△53,519	△3,833,986
当事業年度期末残高	11,000,000	8,121,424	20,563,188	△5,591,856	49,053,203	996,970	996,970	50,050,173

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準および評価方法
 - ① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

総平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない: 時価法によっております。

株式等以外の (評価差額は全部純資産直入法により処理しております。

‡10 また、売却原価は総平均法により算定しております。)

市場価格のない: 総平均法による原価法によっております。

株式等

② たな知資産の評価基準および評価方法 通常の販売目的で保有するたな制資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

イ. 商品・製品・仕掛品・原材料 移動平均法

口. 貯蔵品

先入先出法

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設 備を除く。)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物につい ては定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 — 10年~50年 構築物 — 3 年~50年 車両運搬具 ——— — 4年~6年 工具、器具及び備品 ―― 2 年~20年

また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで 償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内におけ る見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

- (3) 引当金の計 ト基準
 - ① 貸倒引当金

債権の回収不能額に対処するため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の 見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

口. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社取締役等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計トレております。

⑤ 事業構造改善引当金

当社の事業構造改善に伴い発生する費用および損失に備えるため、その発生の見込額を 計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計 ト基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、売上割引について、従来は営業外費用として処理しておりましたが、売上値引戻高として売上高から控除する方法に変更しております。また目標達成リベートについて、従来は金額確定時に売上高から控除しておりましたが、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ、取引価格に反映する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首に利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高および営業利益が102,899千円減少し、経常利益、税引前 当期純利益および当期純利益はそれぞれ33,105千円減少しております。また、利益剰余金の 期首残高は9,490千円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 固定資産の減損
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 有形固定資産 9,197,993千円 無形固定資産 997,555千円
 - ② 識別した項目に係る会計上の重要な見積もりの内容に関する情報

当社では固定資産の減損について、全社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最少単位としてグルーピングを行っております。また、賃貸不動産および遊休資産については、個々の資産をキャッシュ・フローを生み出す最少単位としてグルーピングを行っております。減損の兆候は、営業活動から生ずる損益の継続的なマイナス、著しい陳腐化等の機能的減価に加え、市場環境の著しい悪化、経営環境の著しい悪化等の観点から把握を行っております。

減損の兆候が把握された場合には、予算等を基礎として、将来に獲得しうるキャッシュ・フローを見積もり、減損損失の認識の判定を実施します。また、減損損失の測定を行う場合には、割引率等について一定の仮定を設定します。

これらの見積もりは、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積もりと異なった場合、翌事業年度以降の計算 書類に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度において、一部の資産グループに減損の兆候を識別しているものの、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しておりません。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 546,398千円

貸借対照表には、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を計上しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「注記事項4. 会計上の見積りに関する注記(2)繰延税金資産の回収可能性しの内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

21.249.054千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

1,170,480千円

② 短期金銭債務

35,434千円

(3) 偶発債務

当社は、2020年3月13日付にて第三者委員会から調査報告書を受領し、当社の海外子会社において税務調査等に関連して外国公務員に対する複数の金銭交付あるいはその疑いのある行為が行われていた旨の調査結果が報告されました(調査報告書(公表版)については2020年4月2日付にて公表しております)。当社としては、ステークホルダーの皆様および社会からの信頼回復を目指し、全社一丸となって2020年5月1日付にて公表しました再発防止に取り組んでおります。当該事案に関して、今後当社に制裁金が科されるおそれがありますが、関連する法的手続きは多くの不確実性および複雑な要素を含んでおり、現時点でその影響額を合理的に見積ることは困難であるため、計算書類には反映しておりません。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高104,108千円営業費用241,572千円営業取引以外の取引高1,389,502千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
普通株式 (株)	3,696,769	929,307	1,500,000	3,126,076	

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式33,997株が含まれております。
 - 2. 自己株式数の増加929,307株は、自己株式の購入による取得929,100株および単元未満株式の買取りによる増加207株であります。自己株式数の減少1,500,000株は、自己株式の消却によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	104,644千円
投資有価証券評価損	673,298千円
関係会社出資金評価損	319,522千円
繰越欠損金	456,291千円
その他有価証券評価差額金	8,838千円
その他	211,021千円
繰延税金資産小計	1,773,613千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△456,291千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,173,100千円
評価性引当額小計	△1,629,391千円
繰延税金資産合計	144,222千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△231,897千円
固定資産圧縮積立金	△89,897千円
その他	△368,826千円
繰延税金負債合計	△690,620千円
繰延税金負債の純額	△546,398千円

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2.255円84銭

(2) 1株当たり当期純利益

20円08銭

(注) 1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を当事業年度末および期中平均株式数の計算において、控除する自己株式(当事業年度末33,997株、期中平均株式数33,997株)に含めております。

10. 収益認識に関する注記

連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

(注) 記載金額は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

天馬株式会社 取締役会 御中

監査法人ハイビスカス 東京事務所 指定社員公認会計士 髙橋 業務執行社員公認会計士 髙橋 指定社員公認会計士 丸木

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、天馬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、天馬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の 財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表5. 連結貸借対照表に関する注記(2)偶発債務に記載されているとおり、海外子会社における外国公務員に対する複数の金銭交付あるいはその疑いのある行為に関して、今後、会社に制裁金が科されるおそれがあるが、関連する法的手続は多くの不確実性及び複雑な要素を含んでおり、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難であるため、連結計算書類には反映していない。また、海外子会社の所在地国において類似の制裁金が科されるおそれがあるが、現時点ではその影響額を合理的に見積ることは困難であるため、連結計算書類には反映していない。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計 算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用する ことが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が 認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外 事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監 査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可 能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及 び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分か つ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関 して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

天馬株式会社 取締役会 御中

監査法人ハイビスカス 東京事務所

指 定 社 員公認会計士 髙 橋 克 幸 業務執行社員公認会計士 丸 木 章 道 業務執行社員公認会計士 丸 木 章 道

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、天馬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表5. 貸借対照表に関する注記(3) 偶発債務に記載されているとおり、海外子会社における外国公務員に対する複数の金銭交付あるいはその疑いのある行為に関して、今後、会社に制裁金が科させるおそれがあるが、関連する法的手続は多くの不確実性及び複雑な要素を含んでおり、現時点ではその影響額を合理的に見積ることが困難であるため、計算書類には反映していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成すること が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基 づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

他の事項について報告を行う。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、 監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、 取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に 応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所にお いて業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社 の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会 社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当である と認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当である と認めます。
- 3. 会計監査報告の内容となっていない重要な後発事象 当社海外子会社における外国公務員に対する不正行為の疑いのある行為について、2022年5月23日、当社並びに当社元役員及び当社従業員が、不正競争 防止法違反の罪(外国公務員贈賄罪)で東京地方検察庁により起訴されました。

2022年5月25日

天馬株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員原 和彦印

監査等委員 菅 弘 一 印

監査等委員後 藤 博 孝 印

監査等委員 西 田 弥 代 印

(注) 監査等委員 菅弘一、後藤博孝及び西田弥代は、会社法第2条第15 号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メーモ

.....

メーモ

.....

株主総会会場ご案内図

北とぴあ 3階(入口2階) つつじホール 〒114-8503 東京都北区王子一丁目11番1号 TEL03-5390-1100代



※ 前回とは会場が異なっておりますので、ご留意ください。

